

## 2018年 CLoCMiP<sup>®</sup>レベルⅢ申請 研修に関するFAQ

Q.1 CLoCMiP レベルⅢ申請に必要な研修は何ですか。

A.1 必須研修とステップアップ研修があります。これらはすべて必修です。

### ●必須研修

- ・ 新生児蘇生法 (NCPR)
- ・ 分娩期の胎児心拍数陣痛図 (CTG) に関する研修
- ・ フィジカルアセスメント：妊娠期
- ・ フィジカルアセスメント：神経
- ・ フィジカルアセスメント：呼吸・循環
- ・ フィジカルアセスメント：代謝
- ・ フィジカルアセスメント：新生児
- ・ 子宮収縮剤の使用と管理
- ・ 助産記録
- ・ 妊娠から授乳期における栄養
- ・ 周産期のメンタルヘルス<sup>※1</sup>
- ・ 母体感染のリスクと対応

### ●ステップアップ研修

- ・ 出血時の対応に関する研修 (常位胎盤早期剥離)
- ・ 周産期の倫理に関する研修
- ・ 助産師および後輩教育等に関連した研修
- ・ 学術集会<sup>※2</sup> 参加

※1 「周産期のメンタルヘルス」は、

日本助産実践能力推進協議会オンデマンド研修、日本産婦人科医会主催の研修のみを対象とします。

※2 2018年の申請に認められる学術集会

日本助産学会、日本母性衛生学会、都道府県母性衛生学会、日本母性看護学会、  
日本糖尿病・妊娠学会、日本看護学会-ヘルスプロモーション-学術集会、  
日本助産師学会、日本周産期・新生児医学会、日本新生児看護学会、  
日本母子看護学会、日本周産期メンタルヘルス学会、日本母乳哺育学会

Q.2 これまでに複数の研修を受講しましたが、CLOCMiP レベルⅢ申請に活用できる研修かどうか分かりません。

A.2 次の条件を満たすものは、CLOCMiP レベルⅢ申請に活用できる研修として認めます。

- 院内研修ではない
- 必須研修、ステップアップ研修のテーマに基づいた内容である
- 実施日が、2013年1月1日以降である（2018年申請の場合）
- 研修時間が90分以上である
- 研修修了証がある
- 研修修了証に以下の記載がある **\*は必須**
  - ・ 研修承認番号（注：2018年に受講した研修については必須）
  - ・ 研修名\*
  - ・ 研修年月日\*
  - ・ 研修時間\*
  - ・ 主催者名\*
  - ・ 主催者印
  - ・ CLOCMiP、クリニカルラダーの申請に対応する、という内容の文言

Q.3 2018年に研修を受講しましたが、研修修了証に研修承認番号が記載されていません。この研修は認められますか。

A.3 認められません。

Q.4 研修修了証に主催者印がありません。この修了証は無効ですか。

A.4 主催者印がなくてもその他の条件を満たすものであれば認められます。上記（A.2）の内容を確認してください。

Q.5 再発行の研修修了証は認められますか？

A.5 認められます。ただし、上記（A.2）の条件を満たすものに限りです。

Q.6 1枚の研修修了証に、複数の研修名が記載されています。申請書類として提出する場合、どのようにすればよいでしょうか。

A.6 該当する研修項目に、同じ修了証の画像をそれぞれアップしてください。

Q.7 日本看護協会のオンデマンド研修を受講しました。研修受講履歴証明書（日本看護協会会長名）、研修修了証明書（看護研修学校長名）、研修受講証明書（看護研修学校長名）は、申請書類として有効でしょうか。

A.7 有効です。

Q.8 日本看護協会の施設向け配信研修を受講しましたが、修了証の発行者は、所属施設の看護部長（あるいは、看護師長）です。この修了証は有効でしょうか。

A.8 有効ではありません。

H30年度の新規申請については、施設開催研修は不可（施設長や看護管理者名での修了証は認めない）としています。従って、H30年度に新規申請しようとする場合は、関連団体主催または承認番号付の修了証で申請する必要があります。

日本看護協会オンデマンド研修で施設開催研修を受講している場合は、施設が手続きをしていて、かつ申請者が発行手数料を支払うことで日本看護協会会長名の修了証が発行されます。施設が手続きを行っていない場合には、個人の修了証は発行されないため新たにオンデマンドで受講することをお勧めします。なお、H26年度の日本看護協会オンデマンドで施設開催研修を受講された方は、個人修了証発行のシステムが搭載されていなかったことから個人の修了証を発行することができません。これに該当する場合も、申請に必要な研修はあらたに日本看護協会オンデマンド研修等の受講をお願いします。

Q.9 日本助産実践能力推進協議会のオンデマンド研修に、StepUp：出血時の対応に関する研修として、＜産科における母体救急とその対応＞と、＜常位胎盤早期剥離＞があります。申請に活用できる研修はどちらですか。

A.9 どちらも、ステップアップ研修「出血時の対応に関する研修」として申請に活用できます。

Q.10 全国助産師教育協議会の特定分野（助産）実習指導者講習会を受講しました。これは、申請に活用できる研修でしょうか。

A.10 ステップアップ研修「助産師および後輩教育等に関連した研修」に該当します。申請の際は、修了証を提出してください。

Q.11 ALS0のプロバイダーコースを受講しています。これは、申請に活用できる研修でしょうか。

A.11 必須研修「分娩期の胎児心拍数陣痛図（CTG）に関する研修」として申請に活用できます。申請の際は、ALS0合格証を提出してください。

Q.12 J-MELS ベーシックコース課程を受講しました。これはステップアップ研修の「出血時の対応に関する研修（常位胎盤早期剥離）」に該当しますか。

A.12 ステップアップ研修には該当しません。

J-CIMELSの講習会は、到達条件の「緊急時の対応（BLS、多量出血等）」に位置付けられます。実施例数承認や施設内承認を受ける際に活用してください。

Q.13 新生児蘇生法のBコースを受講しましたが、CLOCMiP レベルⅢ申請までに認定証の発行が間に合いません。

A.13 受講証明書を提出してください。

Q.14 学術集会の参加証を紛失しました。

A.14 学術集会の参加に関しては参加証明書か参加ネームカードなどに準ずる証明書（領収書も可）の提出を要件としています。参加された学術集会主催者側に問い合わせ、参加証明書の再発行が可能であれば依頼されるか、所属組織発行文書（公印付）（勤務先病院などが学会参加を出張として認めたという証明書、書式は任意）も認めます。

Q.15 2018年8月25日に開かれる学術集会に参加予定です。書類の再提出期間に間に合えば、受付けてもらえますか。

A.15 受けません。

書類提出受付開始は、8月1日（水）0:00です。

書類提出受付終了は、8月20日（月）23:59です。

この期間の前後は、申請書類を受けません。

2018年7月31日更新